

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例\(平成4年川崎市条例第51号。以下「条例」という。\)](#)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、[条例](#)で使用する用語の例による。

(廃棄物減量指導員)

第3条 [条例第12条第1項](#)に規定する廃棄物減量指導員(以下「指導員」という。)の任期は、2年とし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(自己評価に係る資料の提出等)

第4条 市長は、[条例第16条](#)の規定により事業者が製品等の再利用及び再生利用の容易性について自ら行う評価に関して、必要に応じ、資料の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により資料が提出された場合は、その資料に基づき、製品等の再利用及び再生利用について意見を述べるができるものとする。

(適正包装等に係る資料の提出等)

第5条 市長は、[条例第18条第1項](#)の規定による事業者の包装、容器等に係る基準等の設定に関して、必要に応じ、資料の提出を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により資料が提出された場合は、その資料に基づき、包装、容器等の適正化について意見を述べるができるものとする。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者等)

第6条 [条例第19条第1項](#)に規定する事業系一般廃棄物多量排出事業者は1日平均100キログラム以上又は月平均3トン以上、事業系一般廃棄物準多量排出事業者は1日平均30キログラム以上100キログラム未満又は月平均0.9トン以上3トン未満の事業系一般廃棄物を排出する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築物等の所有者又は占有者

(2) 建築物等の所有者又は占有者が建築物等の管理を委託している場合は、その委託を受けた者

(事業系一般廃棄物減量等計画書)

第7条 [条例第19条第1項](#)の規定により、事業系一般廃棄物多量排出事業者は事業系一般廃棄物減量等計画書(事業系一般廃棄物多量排出事業者用)([第1号様式](#))を、事業系一般廃棄物準多量排出事業者は事業系一般廃棄物減量等計画書(事業系一般廃棄物準多量排出事業者用)([第1号様式の2](#))を毎年6月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書(事業系一般廃棄物多量排出事業者用に限る。)には、廃棄物の排出・管理状況フローシートを添付しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者の選任届等)

第8条 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、[条例第19条第4項](#)の規定に基づき事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、又は変更したときは、その選任又は変更のあった日から30日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届出書([第2号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(命令書)

第8条の2 [条例第23条の2第3項](#)の規定による命令は、命令書([第2号様式の2](#))により行うものとする。

(施設搬入の申請)

第9条 [条例第26条第1項](#)の規定により施設搬入(事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設に搬入することをいう。以下同じ。)の申請をしようとする者は、事業系一般廃棄物の施設搬入にあつては事業系一般廃棄物搬入申請書([第3号様式](#))を、一時多量ごみの施設搬入にあつては一時多量ごみ搬入申請書([第3号様式の2](#))を市長に提出しなければならない。

2 臨時に事業系一般廃棄物の施設搬入の申請をしようとする者は、前項の規定にかかわらず、事業系一般廃棄物臨時搬入申請書([第4号様式](#))を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設搬入に使用する車両の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。)の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(施設搬入の承認)

第10条 市長は、前条第1項の規定により事業系一般廃棄物搬入申請書が提出された場合で、市が行う廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、搬入承認証([第5号様式](#))及び搬入証([第6号様式](#))を同項に規定する申請者に交付するものとする。

2 前項の搬入承認証及び搬入証の交付を受けた者は、これらを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 第1項の搬入証の交付を受けた者は、施設搬入に際し、当該搬入証を携帯しなければならない。

(施設搬入に係る変更申請)

第11条 [条例第26条第1項](#)の規定による施設搬入の承認(一時多量ごみの施設搬入及び臨時の事業系一般廃棄物の施設搬入の承認を除く。次条において同じ。)を受けた者は、次の各号の一の事項を変更しようとする場合は、事業系一般廃棄物搬入変更申請書([第7号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所

(2) 申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(3) 施設搬入をする廃棄物の種類又は量

(4) 施設搬入に使用する車両の自動車登録番号又は台数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施設搬入に使用する車両の自動車登録番号に変更があるとき、又は台数が増えるときは、その自動車検査証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により事業系一般廃棄物搬入変更申請書が提出された場合で、市が行う廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、搬入承認証を申請者に交付するものとし、必要があるときは、搬入証を申請者に交付するものとする。

4 前項の規定により搬入承認証及び搬入証の交付を受けた者は、速やかに変更前の搬入承認証及び搬入証を市長に返還しなければならない。

(施設搬入に係る変更届)

第11条の2 [条例第26条第1項](#)の規定による施設搬入の承認を受けた者は、前条第1項各号の事項以外の事項に変更が生じた場合は、速やかに事業系一般廃棄物搬入変更届出書([第8号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(受入基準)

第12条 [条例第26条第2項](#)に規定する受入基準は、次のとおりとする。

(1) 本市の区域内で生じた廃棄物であること。

(2) 指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。

(3) 指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。

(4) 承認の内容と異なる廃棄物でないこと。

(5) 一般廃棄物処理計画の内容に適合するものであること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(内容審査)

第12条の2 施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

(受入拒否の通知)

第13条 市長は、[条例第27条](#)の規定に基づき受入れを拒否した場合は、施設搬入をしようとした者に対し、その旨を文書で通知するものとする。

(廃棄物管理票の対象事業者)

第13条の2 [条例第27条の2第1項](#)に規定する規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物多量排出事業者とする。

(廃棄物管理票の様式)

第13条の3 [条例第27条の2第1項](#)に規定する廃棄物管理票は、廃棄物管理票(A)([第9号様式](#)。以下単に「A票」という。)、廃棄物管理票(B)([第9号様式の2](#)。以下単に「B票」という。)、廃棄物管理票(C)([第9号様式の3](#)。以下単に「C票」という。)及び廃棄物管理票(D)([第9号様式の4](#)。以下単に「D票」という。)とする。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者による廃棄物管理票の提出)

第13条の4 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、施設搬入をしようとするときは、[条例第27条の2第1項](#)の規定によりB票を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者による廃棄物管理票の交付)

第13条の5 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、施設搬入をする場合で、一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、[条例第27条の2第2項](#)の規定によりB票、C票及びD票を受託者に交付するとともに、A票を自ら保管しなければならない。

(受託者による廃棄物管理票の提出)

第13条の6 受託者は、[条例第27条の2第2項](#)の規定により廃棄物管理票を交付されたときは、その記載内容が受託した事業系一般廃棄物の種類、量等と相違ないことを確認した上、当該廃棄物管理票に運転者の氏名及び施設搬入に使用する車両の自動車登録番号を記載し、[条例第27条の2第3項](#)の規定によりB票、C票及びD票を市長に提出しなければならない。

(市長による廃棄物管理票の回付)

第13条の7 市長は、[条例第27条の2第3項](#)の規定により廃棄物管理票を提出されたときは、記載内容を確認した上、[条例第27条の2第4項](#)の規定により当該廃棄物管理票に指定処理施設の名称及び搬入した日(以下「搬入日」という。)を記載し、C票及びD票を受託者に回付しなければならない。

(受託者による廃棄物管理票の送付)

第13条の8 受託者は、[条例第27条の2第4項](#)の規定により廃棄物管理票を回付されたときは、[条例第27条の2第5項](#)の規定によりD票を事業系一般廃棄物多量排出事業者に送付しなければならない。

(事業系一般廃棄物多量排出事業者の措置)

第13条の9 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、前条の規定によりD票を送付されたときは、当該D票に記載された事項と第13条の5の規定により自ら保管したA票に記載された事項を照合しなければならない。

2 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、第13条の5の規定によりB票、C票及びD票を交付した日から1月以内に当該D票が送付されないときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(廃棄物管理票の保存)

第13条の10 事業系一般廃棄物多量排出事業者は、第13条の5の規定により自ら保管したA票及び第13条の8の規定により送付されたD票を1組として、搬入日から5年間保存しなければならない。

2 受託者は、第13条の7の規定により回付されたC票を搬入日から5年間保存しなければならない。

- (産業廃棄物における廃棄物管理票の対象事業者)
- 第13条の11 [条例第29条第3項](#)に規定する規則で定める事業者は、産業廃棄物を排出する事業者とする。
(処理の困難性の自己評価に係る資料の提出等)
- 第14条 市長は、[条例第30条](#)の規定により事業者が製品等の処理の困難性について自ら行う評価に関して、必要に応じ、資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により資料が提出された場合は、その資料に基づき、製品等の処理の困難性について意見を述べるができるものとする。
(開発行為等)
- 第15条 [条例第33条第1項](#)に規定する規則で定める建築物の建築、開発行為等は、次のとおりとする。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)で、次の建築物を除くものの建築
- ア 住宅(長屋を除く。)
- イ 計画住戸又は住室が10未満の共同住宅及び長屋
- ウ 自動車庫
- エ 危険物の貯蔵場
- オ その他市長が認めるもの
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、1団地の住宅施設(計画住戸が10未満のものを除く。)の新設を伴うもの
(一般廃棄物保管施設設置等に係る協議)
- 第16条 [条例第33条第1項](#)に規定する開発行為者等が、市長に協議する場合は、一般廃棄物保管施設設置等協議書([第10号様式](#))を2部市長に提出しなければならない。
- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 配置図
- (4) 構造図
- (5) その他市長が必要と認める書類
(大規模な開発行為等)
- 第17条 [条例第33条第2項](#)に規定する規則で定める大規模な建築物の建築、大規模な開発行為等は、次のとおりとする。
- (1) 建築物(延べ面積が、3,000平方メートル未満のものを除く。)の建築
- (2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(開発区域面積が1ヘクタール未満のものを除く。)
- (3) 1団地の住宅施設(1団地の敷地面積が1ヘクタール未満で、かつ、計画人口500人未満(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域については300人未満)のものを除く。)の新設
(一般廃棄物保管施設設置等事前評価・協議書の提出)
- 第18条 前条に規定する大規模な開発行為等を行おうとする者は、一般廃棄物保管施設設置等事前評価・協議書([第11号様式](#))を2部市長に提出しなければならない。
- 2 前項の事前評価・協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 案内図
- (2) 平面図
- (3) 配置図
- (4) 構造図
- (5) その他市長が必要と認める書類
(縦覧の告示)
- 第18条の2 [条例第41条の4](#)の規定による告示は、次の事項について行うものとする。
- (1) 調査書又は非常災害調査書を縦覧に供する旨
- (2) 対象施設又は非常災害対象施設の種類及び設置場所
- (3) 対象施設又は非常災害対象施設で処理する一般廃棄物の種類
- (4) 対象施設又は非常災害対象施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (5) 縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 意見書の提出先及び提出期限
- (7) [条例第41条の4](#)ただし書の規定により縦覧期間を短縮する場合又は[条例第41条の5第1項](#)ただし書の規定により意見書の提出期限を繰り上げる場合は、その旨及びその理由
- (8) その他必要な事項
(縦覧の場所)
- 第18条の3 [条例第41条の4](#)に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。
- (1) 川崎市環境局
- (2) 対象施設又は非常災害対象施設の設置場所を所管する区役所
- (3) その他市長が必要と認める場所
(受託者による縦覧に供する旨の届出)
- 第18条の4 [条例第41条の7](#)の規定による届出は、受託者調査書縦覧実施届出書([第11号様式の2](#))により行うものとする。
(受託者が縦覧する旨の告示)
- 第18条の5 [条例第41条の8第1項](#)の規定による告示は、次の事項について行うものとする。
- (1) 受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨
- (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 受託者対象施設の種類及び設置場所
- (4) 受託者対象施設で処理する一般廃棄物の種類
- (5) 受託者対象施設の処理能力
- (6) 縦覧の場所、期間及び時間
- (7) 意見書の提出先及び提出期限
- (8) [条例第41条の8第2項](#)ただし書の規定により縦覧期間を短縮する場合又は[条例第41条の10第3項](#)ただし書の規定により意見書の提出期限を繰り上げる場合は、その旨及びその理由
- (9) その他必要な事項
(浄化槽等の清掃の申込み)
- 第19条 [条例第42条第1項](#)の規定により浄化槽等の清掃の申込みをしようとする者は、浄化槽等清掃申込書([第12号様式](#))により市長に申し込まなければならない。
(粗大ごみの処理に係る区分等)
- 第20条 [条例別表第1](#)粗大ごみの処理の項に規定する規則で定める区分は、[別表](#)の左欄に掲げる区分とし、各区分に該当する手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。
- 2 浄化槽等の容積は、必要がある場合は、本人の届出の有無にかかわらず実地調査の上、決定することができる。
(粗大ごみ処理券)
- 第20条の2 市長は、粗大ごみ(一時多量ごみとして施設搬入するものを除く。)の処理に関する手数料を納付した者に、粗大ごみ処理券([第12号様式の2](#))を交付する。
(一般廃棄物処理手数料等の減免)
- 第21条 [条例第43条](#)の規定による手数料の減額又は免除の対象者は、次に掲げる者とする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 天災のために市長が特に必要があると認める者
- (3) 前2号に掲げる者が排出した一時多量ごみの施設搬入の承認を受けた者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料等減免申請書([第13号様式](#))にその理由を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、前項第2号に該当する場合又は同項第3号に該当する場合(同項第2号に掲げる者が排出した一時多量ごみを施設搬入する場合に限る。)で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 第22条 削除
(産業廃棄物処理費用の減免)
- 第23条 [条例第45条](#)の規定により、産業廃棄物処理費用の減額又は免除を受けようとする者は、産業廃棄物処理費用減免申請書([第14号様式](#))にその理由を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。
(立入調査をする者)
- 第24条 [条例第47条第1項](#)に規定する立入調査をする職員は、市長が環境衛生指導員として任命した職員とする。
(勧告書)
- 第25条 [条例第48条](#)に規定する勧告は、勧告書([第15号様式](#))により行うものとする。
(公表)
- 第26条 [条例第49条](#)に規定する公表は、告示により行うものとする。
(委任)
- 第27条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
(川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)
- 2 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する[条例施行規則](#)(昭和47年川崎市規則第52号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
(経過措置)

- 3 この規則(以下「新規則」という。)の施行前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 旧規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成6年3月30日規則第14号抄)
(施行期日)
1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則(平成8年4月26日規則第39号)
この規則は、平成8年5月10日から施行する。
附 則(平成9年3月31日規則第11号抄)
(施行期日)
1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則(平成10年10月9日規則第60号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成12年9月29日規則第109号)
(施行期日)
1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第17条第3号の改正規定は、平成12年12月1日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の規則第17条第3号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後に開始された一般廃棄物の保管施設の設置等に係る協議について適用し、同日前に開始された協議については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成13年3月30日規則第34号)
(施行期日)
1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成15年12月12日規則第125号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則(平成28年3月31日規則第9号)
(施行期日)
1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則(第1条、第16条及び第19条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成28年9月30日規則第75号)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則(平成30年3月30日規則第20号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(令和元年10月15日規則第44号)
この規則は、令和2年7月1日から施行する。
附 則(令和2年6月22日規則第54号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和4年3月31日規則第17号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第20条関係)

区分	手数料
1 長さが30センチメートル以上50センチメートル未満の粗大ごみであって、その全部又は一部が金属であるもの 1個	200円
2 長さが50センチメートル以上180センチメートル未満の粗大ごみ 1個	500円
3 長さが180センチメートル以上で、幅が10センチメートル未満の粗大ごみ 1個	500円
4 長さが180センチメートル以上の粗大ごみ(3に規定するものを除く。) 1個	1,000円

備考 市長が、粗大ごみの形状、粗大ごみになる前の製品の使用形態その他を考慮して適当と認める場合におけるこの表の適用については、同表中「1個」とあるのは、「5個まで」又は「1組」とする。

第1号様式

事業系一般廃棄物減量等計画書(事業系一般廃棄物多量排出事業者用)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

認定番号

事業場の所在地

事業場の名称

事業場の代表者名

印

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第19条第1項の規定により、年度の減量等計画を次のとおり提出します。

事業者の区分	所有・占有・管理			
業種・業務内容	業種	業務内容		
事業系一般廃棄物管理責任者	氏名	印		
	所属	電話()		
廃棄物の管理等	廃棄物管理組織	有・無	分別ストックヤード	有・無
	廃棄物管理規程	有・無	処理施設	有・無
	社内教育	有・無		
資源化の状況	資源化物品名	回収業者名	住所	電話
	1			
	2			
	3			
減量・再生利用等の取組み	実績			
	計画			
再生品等の使用	実績	用紙類 (OA用紙・複写用紙・トイレットペーパー・事務用品 (ノート・雑品類 (せつけん・エコマーク商品()		
	計画			

種 別	年 度 実 績		年 度 計 画		資源化率 (%)
	発生量 ①	資源化量 ②	発生量 ④	資源化量 ⑤	
新聞・雑誌					
段ボール					
その他紙類					
厨 芥 類					
空き缶					
空き瓶					
その他					
合 計					

注1 廃棄物の排出・管理状況フローシートを添付してください。
2 発生量、資源化量、事業場内処理量、指定処理施設搬入量及び資源化率は、種別ごとに記入してください。

第1号様式の2

(あて先) 川 崎 市 長

認定番号

事業場の所在地
 事業場の名称
 事業場の代表者名 印

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第19条第1項の規定により、年度の減量等計画を次のとおり提出します。

事業者の区分	所有 ・ 占有 ・ 管理			
業種・業務内容	業種	業務内容		
事業系一般廃棄物連絡担当者	氏名 印 所属 電話 ()			
資源化の状況	資源化物名	回収業者名	住 所	電 話
	1			
	2			
	3			
減量・再生利用等の取組み	実績			
	計画			
再生品等の使用	実績	用紙類 (OA用紙・複写用紙・トイレットペーパー・) 事務用品 (ノート・) 雑品類 (せっけん・) エコマーク商品()		
	計画			

年 度 実 績				単 位 t/年
種 別	指定処理施設搬入量	資 源 化 量	搬 入 先	
新聞・雑誌				
段ボール				
その他紙類				
厨 芥 類				
空 き 缶				
空 き 瓶				
そ の 他				
合 計	A	B	A+B	
年 度 計 画				単 位 t/年
種 別	指定処理施設搬入量	資 源 化 量	搬 入 先	
新聞・雑誌				
段ボール				
その他紙類				
厨 芥 類				
空 き 缶				
空 き 瓶				
そ の 他				
合 計	A	B	A+B	

注 指定処理施設搬入量、資源化量及び搬入先は、種別ごとに記入してください。

第2号様式

認定番号			
------	--	--	--

事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

事業場の所在地
 事業場の名称
 事業場の代表者名

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第19条第4項の規定により、事業系一般廃棄物管理責任者を次のとおり選任(変更)したので届け出ます。

氏 名	
所 属 ・ 職 名	
電 話	()
選 任 年 月 日	年 月 日
(前 任 者 氏 名)	

第2号様式の2

住所又は所在地

氏名又は名称 様

命 令 書

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第23条の2第3項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命じます。

年 月 日

川崎市長 印

命令の理由

あなたが行った次の行為が、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第23条の2第1項（第2項）の規定に違反するため

(命令の原因となる行為)

日 時	年 月 日 時 分頃	
場 所	川崎市	
内 容	集積所又は資源集団回収を行う場所に排出された次の対象物を収集又は運搬した行為	
	対 象 物	(品目名) (重量又は数量)
	自動車登録 番 号 等	

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者になります。）提起することができます。

第3号様式

事業系一般廃棄物搬入申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 郵便番号
 住 所
 フリガナ
 氏 名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 許可番号
 (一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者)

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり指定処理施設への搬入を申請します。

事務担当者	所属	氏名	電話番号
業 種			
事業内容			従業員数 人
施設搬入をする廃棄物の種類及び量	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 厨芥類 <input type="checkbox"/> その他()		
	搬入量	t/年 日量 約	kg/日 搬入日数 約 日/月
廃棄物の発生場所	住所又は所在地 川崎市 区 氏名又は名称		
施設搬入に使用する車両の自動車登録番号及び台数	計 車		
今後の処理計画			
納入通知書等の送付先	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は名称		

注1 施設搬入をする廃棄物の発生場所が複数あるときは、廃棄物の発生場所の一覧表を添えて申請してください。

2 施設搬入に使用する車両の自動車検査証の写しを添えて申請してください。

W第3号様式の2

一時多量ごみ搬入申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
一般廃棄物収集運
搬業の許可番号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条第1項の規定により、別添の一時多量ごみ申込書に記載の一時多量ごみについて、次のとおり指定処理施設への搬入を申請します。

事務担当者	フリガナ	電話番号
	氏 名	
施設搬入の日時	月 日 ()	時
一時多量ごみ申込書の件数	件	
一時多量ごみ申込書の受付番号 (全ての申込書について記入してください。)		
施設搬入に使用する車両の自動車登録番号		
納入通知書等の送付先	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は名称 ※ 上記申請者と同じ場合には記載不要	
※事務処理欄		

- 注1 この申請書は、車両ごとに提出してください。
- 2 施設搬入に使用する車両の自動車検査証の写し及び一時多量ごみ申込書の写しを添付してください。
- 3 この申請書では、事業系一般廃棄物の施設搬入の申請はできません。
- 4 減免の対象となる一時多量ごみと、減免の対象とならない一時多量ごみを、同一の車両に混載して施設搬入をすることはできません。
- 5 事務処理欄は、記入しないでください。

W第4号様式

事業系一般廃棄物臨時搬入申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり指定処理施設への臨時搬入を申請します。

事務担当者	所属	氏名	電話番号
業 種			
事業内容			従業員数 人
施設搬入をする廃棄物の種類及び量	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 厨芥類 <input type="checkbox"/> その他()		
	搬入量	約 kg	
廃棄物の発生場所	住所又は所在地 川崎市 区 氏名又は名称		
搬入希望日	月 日 曜日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後		
施設搬入に使用する車両の自動車登録番号			
納入通知書等の送付先	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は名称		

注1 施設搬入をする廃棄物の発生場所が複数あるときは、廃棄物の発生場所の一覧表を添えて申請してください。

2 施設搬入に使用する車両の自動車検査証の写しを添えて申請してください。

第5号様式

川崎市指令 第 号

搬入承認証

住 所
氏 名 様
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で申請のあった事業系一般廃棄物搬入(変更)申請については、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり指定処理施設への搬入を承認します。

年 月 日

川 崎 市 長 印

1 承認する期間 年 月 日から
年 3月 末日まで

2 指定処理施設 _____

3 廃棄物の種類 紙くず 木くず 繊維くず 厨芥類
 その他()

4 廃棄物の量 t/年

5 施設搬入に使用する車両の自動車登録番号

6 承認番号

注 遵守事項

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第12条に定める受入基準及び別に定める安全基準等を遵守してください。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

第6号様式

搬入証

承認番号 第 一 号
 承認期間 年 月 日から
 年 3月 末日まで
 指定処理施設 _____

申請者	住 所	
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
搬入車両	自動車登録番号	
	車 両 重 量	
	自動排出機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 搬入の際は、本証を必ず携帯してください。

川 崎 市 長 印

第7号様式

事業系一般廃棄物搬入変更申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 郵便番号
 住 所
 フリガナ
 氏 名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 許可番号
 (一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者)

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり指定処理施設への搬入の変更を申請します。

事務担当者	所属	氏名	電話番号
業 種			
事 業 内 容		従業員数	人
施設搬入をする廃棄物の種類及び量	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 厨芥類 <input type="checkbox"/> その他()		
	搬入量	t/年 日量 約	kg/日 搬入日数 約 日/月
廃棄物の発生場所	住所又は所在地 川崎市 区 氏名又は名称		
施設搬入に使用する車両の自動車登録番号及び台数	計 車		
今後の処理計画			
納入通知書等の送付先	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は名称		

注1 施設搬入をする廃棄物の発生場所が複数あるときは、廃棄物の発生場所の一覧表を添えて申請してください。

2 施設搬入に使用する車両の自動車登録番号に変更があるとき又は台数が増えるときは、その自動車検査証の写しを添えて申請してください。

第8号様式

事業系一般廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

申請者 郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
許可番号
(一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者)

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第11条の2の規定により、次のとおり指定処理施設への搬入の変更を届け出ます。

事務担当者	所属	氏名	電話番号
業 種			
事業内容			従業員数 人
施設搬入をする廃棄物の種類及び量	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 厨芥類 <input type="checkbox"/> その他()		
	搬入量	t/年 日量 約	kg/日 搬入日数 約 日/月
廃棄物の発生場所	住所又は所在地 川崎市 区 氏名又は名称		
施設搬入に使用する車両の自動車登録番号及び台数	計 車		
今後の処理計画			
納入通知書等の送付先	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は名称		

注 施設搬入をする廃棄物の発生場所が複数あるときは、廃棄物の発生場所の一覧表を添えて届け出てください。

第9号様式

交付年月日 年 月 日

廃 棄 物 管 理 票 (A)

川崎市 A票

交付番号

排出事業者保存

排出事業者	<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物多量排出事業者 認定番号	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物排出事業者
	事業場の名称 _____	
	事業場の所在地 川崎市 区 _____	
	事業場の代表者名 _____ 電話番号 _____	
交付担当者名 _____ 印		

収集運搬業者	一般廃棄物許可番号	産業廃棄物許可番号
	名称 _____	
	所在地 _____	
	代表者名 _____ 電話番号 _____	

注 1 排出事業者の欄は、いずれかの□に印を付けてください。「事業系一般廃棄物多量排出事業者」に印を付けた場合は、認定番号を記入してください。
2 産業廃棄物は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条に規定する物に限ります。
3 廃棄物の種類、量等の欄は、「事業系一般廃棄物」又は「産業廃棄物」のいずれか一方に印を付けてください。

第9号様式の2

廃 棄 物 の 種 類 、 量 等	
<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 厨芥類 <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/> [] 総 量 [] kg	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> [] 産業廃棄物を搬入する場合は、1枚の廃棄物管理票に1種類のみ記載してください。 総 量 [] kg
(性状及び形状)	
処 分	<input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 埋立 <input type="checkbox"/> []

交付年月日 _____年__月__日

廃棄物管理票 (B)

川崎市 B票

交付番号 _____

指定処理施設保存

排出事業者	<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 多量排出事業者	認定番号			<input type="checkbox"/> 産業廃棄物排出事業者
	事業場の名称 _____				
	事業場の所在地 川崎市 _____ 区 _____				
	事業場の代表者名 _____ 電話番号 _____				
	交付担当者名 _____ 印 _____				

収集運搬業者	一般廃棄物 許可番号			産業廃棄物 許可番号				
	名称 _____							
	所在地 _____							
	代表者名 _____ 電話番号 _____							

運転者の氏名	
自動車 登録番号	

第9号様式の3

交付年月日 _____年__月__日

廃棄物管理票 (C)

川崎市 C票

交付番号 _____

収集運搬業者保存

排出事業者	<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 多量排出事業者	認定番号			<input type="checkbox"/> 産業廃棄物排出事業者
	事業場の名称 _____				
	事業場の所在地 川崎市 _____ 区 _____				
	事業場の代表者名 _____ 電話番号 _____				
	交付担当者名 _____ 印 _____				

収集運搬業者	一般廃棄物 許可番号			産業廃棄物 許可番号				
	名称 _____							
	所在地 _____							
	代表者名 _____ 電話番号 _____							

運転者の氏名	
自動車 登録番号	

第9号様式の4

廃棄物の種類、量等	
事業系一般廃棄物	産業廃棄物
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 紙くず
<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 木くず
<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず
<input type="checkbox"/> 厨芥類	<input type="checkbox"/> がれき類
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []
<input type="checkbox"/> []	産業廃棄物を搬入する場合は、 1枚の廃棄物管理票に1種類のみ 記載してください。
<input type="checkbox"/> []	総量 <input type="text"/> kg
総量 <input type="text"/> kg	指定処理施設の名称及び搬入日
(性状及び形状)	
処 分	<input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 埋立
	<input type="checkbox"/> []

廃棄物の種類、量等	
事業系一般廃棄物	産業廃棄物
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 紙くず
<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 木くず
<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず
<input type="checkbox"/> 厨芥類	<input type="checkbox"/> がれき類
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []
<input type="checkbox"/> []	産業廃棄物を搬入する場合は、 1枚の廃棄物管理票に1種類のみ 記載してください。
<input type="checkbox"/> []	総量 <input type="text"/> kg
総量 <input type="text"/> kg	指定処理施設の名称及び搬入日
(性状及び形状)	
処 分	<input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 埋立
	<input type="checkbox"/> []

交付年月日 _____年__月__日

廃棄物管理票 (D)

川崎市 D票

交付番号 _____

排出事業者保存

排出事業者	<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物多量排出事業者	認定番号	_____	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物排出事業者
	事業場の名称 _____			
	事業場の所在地 川崎市 _____ 区 _____			
	事業場の代表者名 _____ 電話番号 _____			
交付担当者名 _____ 印				

収集運搬業者	一般廃棄物許可番号	_____	産業廃棄物許可番号	_____
	名称 _____			
	所在地 _____			
代表者名 _____ 電話番号 _____				

運転者の氏名	_____
自動車登録番号	_____

第10号様式

一般廃棄物保管施設設置等協議書

_____年__月__日

(あて先) 川崎市 市長

事業主 郵便番号 _____
 住所 _____
 フリガナ _____
 氏名 _____ 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 _____

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり廃棄物保管施設の設置等に関し協議します。

場所	_____		名称	_____
工事期間	着工	_____年__月__ころ	完成	_____年__月__ころ
事業関係者	計画事業者	_____ 電話 _____		
	設計者	_____ 電話 _____		
	工事施工者	_____ 電話 _____		
建築物の用途及び規模	_____			
計画人口及び世帯	_____			
保管施設の概要	面積	普通ごみ・資源ごみ	m ² +粗大ごみ	m ² = _____ m ²
	位置	_____ 構造 _____		
	容器の種類及び構造	普通ごみ 1入りふた付き容器 コンテナ(0.5m ³) _____ 台		
指示欄	_____			

注1 この協議書は、2部提出してください。

- 2 添付書類 (1) 案内図 (2) 平面図 (3) 配置図 (4) 構造図
 (5) その他市長が必要と認める書類

第11号様式

廃棄物の種類、量等	
事業系一般廃棄物	産業廃棄物
<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 紙くず
<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 木くず
<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 繊維くず
<input type="checkbox"/> 厨芥類	<input type="checkbox"/> がれき類
<input type="checkbox"/> []	<input type="checkbox"/> []
<input type="checkbox"/> []	産業廃棄物を搬入する場合は、 1枚の廃棄物管理票に1種類のみ 記載してください。
<input type="checkbox"/> []	
<input type="checkbox"/> []	
総量	総量
_____ kg	_____ kg
(性状及び形状)	
処分	指定処理施設の名称及び搬入日
<input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 埋立	_____
<input type="checkbox"/> []	_____

年 月 日

(あて先) 川崎市長

事業主 郵便番号
 住所
 フリガナ
 氏名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第33条第1項及び第2項の規定により、次のとおり提出します。

場 所			名 称		
工 事 期 間	着 工	年 月 日	完 成	年 月 日	
事業関係者	計画事業者	電 話			
	設 計 者	電 話			
	工事施工者	電 話			
建築物の用途及び規模					
計画人口及び世帯					
予 測 排 出 量 (日量)	◎普通ごみ				kg
	◎空き缶				kg
	◎空き瓶				kg
	◎古紙類				kg
保管施設の概要	面 積	◎普通ごみ	m×	m=	m ²
		◎資源ごみ	m×	m=	m ²
		* 缶 * 瓶 * 古紙 * その他			
		◎粗大ごみ 合 計	m×	m=	m ² m ²
保管施設の概要	容器の種類及び数量	◎ふた付きポリ容器(1)		◎コンテナ(0.5m ³)	個
		普通ごみ用	個	◎自動貯留排出装置	
		空き缶用	個	m ³	台
空き瓶用		個	◎コンパクターコンテナ		
		その他	個	m ³	台
	位 置				
	構 造				
廃棄物の種類別処理形態及び評価					
総合評価					
処理欄					受付印

注1 この事前評価・協議書は、2部提出してください。

2 太線の中を記入してください。

3 添付書類 (1) 案内図 (2) 平面図 (3) 配置図 (4)構造図

受託者調査書縦覧実施届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第41条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

Table with 10 main rows and 7 sub-rows for '縦覧及び意見書に関する事項'. Includes fields for reasons, facility types, capacity, and contact info.

注 受託者調査書を添えて届け出てください。

浄化槽等清掃申込書

年 月 日

Form for cleaning application with sections for manager, facility, and payer information.

記事欄 (Article field) with a confirmation stamp area.

処理・特記事項 (Processing/Remarks) table with rows for previous cleaning, vehicle use, hose extension, acid testing, and cleaning date.

浄化槽等清掃完了のお知らせ

年 月 日

様

次の浄化槽等の清掃を完了しましたので通知します。

(設置場所) 区 町 丁目

(建物名)
(清掃容積) m³
(清掃手数料) 円

清掃手数料は、翌月中旬に納入通知書を送りますので、最寄りの銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、郵便局でお支払いください。

(表面)

 川崎市	粗大ごみ処理券
金額	
円	
<p>◎ 裏面のシールに氏名又は受付番号及び収集日を記入し、粗大ごみの目立つところに、貼ってください。貼りにくい場合は、上部の穴にひもを通して結んでください。</p> <p>◎ 粗大ごみ1個の手数料の額が1,000円の場合は、枚貼ってください。</p> <p>◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。</p> <p>◎ 裏面のシールに領収日付印のないものは、収集しません。</p>	
【申込み先】	
【問合せ先】	

(裏面)

 川崎市	粗大ごみ処理シール
金額	
円	
氏名又は受付番号	収集日 /
<p>◎ 氏名又は受付番号及び収集日を記入し、粗大ごみの目立つところに、貼ってください。貼りにくい場合は、上部の穴にひもを通して結んでください。</p> <p>◎ 粗大ごみ1個の手数料の額が1,000円の場合は、枚貼ってください。</p> <p>◎ 処理券は、再発行できませんので、御注意ください。</p> <p>◎ 領収日付印のないものは、収集しません。</p>	
【発行局部群】	領収日付印
	

備考 粗大ごみ処理券の種類は、200円及び

500円の2種類とする。
W第13号様式

押 印 欄	押 印 欄
一般廃棄物処理手数料等減免申請書 年 月 日 (あて先) 川崎市長 申請者 郵便番号 住 所 フリガナ 氏 名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第21条第2項の規定により、 次のとおり申請します。	
手数料区分	<input type="checkbox"/> ごみ処理手数料 <input type="checkbox"/> 粗大ごみ処理手数料 <input type="checkbox"/> し尿処理手数料 <input type="checkbox"/> 犬、猫等死体処理手数料 <input type="checkbox"/> 汚泥処理手数料 <input type="checkbox"/> 浄化槽等清掃手数料
納付すべき金額 円	
申請理由	

調 査			
			調査員氏名 印
調 査	年 月 日	減免する額	円
決 裁	年 月 日	決定金額	円
処 理			

押 印 欄		押 印 欄	
産業廃棄物処理費用減免申請書			
年 月 日			
(あて先)川崎市長			
申請者		郵便番号	
		住 所	
		フリガナ	
		氏 名	印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
		電話番号	
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第23条の規定により、次のとおり申請します。			
理 由			
納付すべき金額			
円			
調 査			
		調査員氏名	印
調 査	年 月 日	減免する額	円
決 裁	年 月 日	決定金額	円
処 理			

第15号様式

第 号
年 月 日

勸 告 書

住 所
氏 名

様

川崎市長

印

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第48条の規定により、次のとおり勸告します。

勸 告 の 内 容	
-----------	--